

社会福祉法人 大阪重症心身障害児者を支える会 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規定

第1条 社会福祉法人大阪重症心身障害児者を支える会（以下「法人」という。）の評議員、理事及び監事並びに評議員選任 解任委員会委員の報酬等並びに費用弁償に関して、定款第8条及び第21条の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事並びに定款第6条に基づき選任された委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

第5条 役員等の報酬は、職務執行の属する月の翌月25日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その前日）までに支払うものとする。

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

第7条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規定は平成19年9月7日より施行する。

平成29年6月21日一部改正

別表第1 役員等の報酬の額（第4条第4項関係）

役職名	報酬の額
評議員	会議等への出席の都度：1人一律 3,000円/回
評議員選任 解任委員会委員	会議等への出席の都度：1人一律 3,000円/回
常勤役員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）
非常勤役員	会議等への出席の都度：1人一律 3,000円/回
監事	会議等への出席の都度：1人一律 3,000円/回 監査の都度：1人一律 3,000円

別表第2 費用（第7条第1項関係）

事項	費用弁償額
会議等への出席 （公共交通機関利用）	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額* *タクシーの場合は領収書を添付のこと
会議等への出席 （公共交通機関利用なし）	自宅から会議等開催場所への距離に応じ以下の額とする。 （2km以上の場合）：自宅から会議等開催場所への公共交通機関（タクシーを除く）運賃相当額 （2km未満の場合）：0円とする。 （自家用車利用の場合）：20円/kmとする。
府外出張	役員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額